



# バス・モノレール通学費支援

この制度では、路線バスやモノレールで通学する生徒の経済的負担を軽くするため、**通学区間の通学費支援**を行っています。

## 1. 低所得世帯等向けの通学費支援



対象のバス会社等を利用している生徒で、**専用のOKICAカード等**により通学区間の路線バス等が利用できます。

### 対象者

次のうち、いずれかに**保護者等（親権者）全員**が該当するもの

- ①最新年度の県民税及び市町村民税所得割額が**非課税**の世帯
- ②**児童扶養手当**の受給世帯
- ③**母子及び父子家庭等医療費助成**の受給世帯
- ③**家計が急変して、非課税世帯相当になった世帯**

※生活保護受給世帯は対象外です。

（すでに保護制度にて通学費支援を受けているため）

※収入の申告を行っていない場合、収入・課税の状況が判定できないため、この制度を利用できないことがあります。

### 対象のバス会社等

琉球バス交通、那覇バス、沖縄バス、東陽バス、沖縄都市モノレール  
高速バス（※系統番号111・117） ほか

※ 裏面に続きます ※

## 申請について

毎月5日までに申請すると、翌月から使えるOKICAカードが交付されます。

例 5月5日までに申請 → 6月1日から使えるカードを交付

①入学前に申請することができます。（令和7年4月6日まで）

インターネットで   と検索して、手続きをお願いします。

②入学式以降は、学校の事務室にて申請手続きを行います。



## 2. 遠距離通学費の補助制度

1の通学費支援の対象外の生徒で、**所得の判定基準額未満に該当する世帯**を対象に、通学費の一部補助が受けられます。

補助の範囲は、通学定期券及び通学回数券の利用額が**1カ月あたり15,000円を超える場合**になります。

### ・所得の判定基準

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%  
－市町村民税の調整控除の額※1」の合計額 < **154,500円**  
(年収目安 約590万円)

(※1 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算)

・申請時期：毎年7月～12月下旬ごろ（令和6年度の場合）

・必要書類：【通学定期券】領収書 または 券面の写し  
【通学回数券】領収書 および 回数券表紙の原本

お問い合わせ 教育支援課 : 098-866-2116 (通学費支援専用)  
那覇商業高校 : 098-866-6555